

上別所の廃棄物の山について

資料 1



資料 2

○佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例

平成 15 年 3 月 14 日 条例第 13 号

(目的)

第1条 この条例は、市民の快適な生活環境に支障となる不快な迷惑行為の防止に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が協働して市民の快適な生活環境の確保及びまちの美観の保持に努め、もって健康的で清潔なまちづくりを実現することを目的とする。

(土地の適正な管理義務)

第 15 条

2 何人も、自ら所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくは工作物にたい積し、又は蓄蔵した廃棄物が周辺の市民に不快感、不安感等を与えないよう適正に管理しなければならない。

3 市長は、土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該土地所有者等に対し不適正な管理の是正を要請することができる。